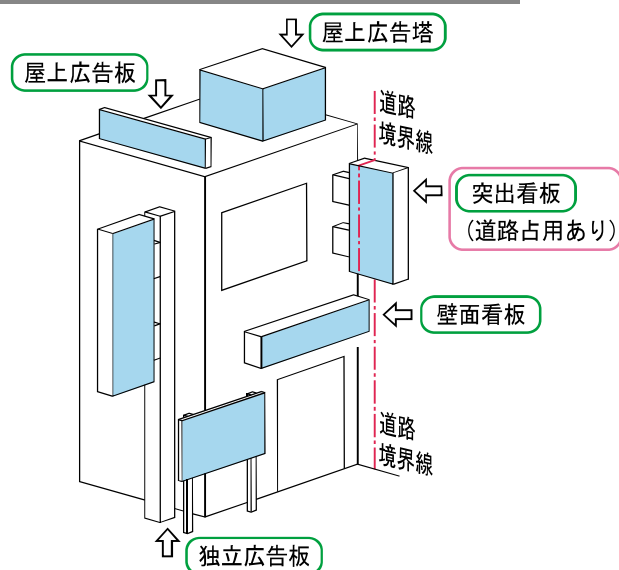




適法な看板等の許可申請をお願いします。

品川区では、道路法や東京都の条例等に基づき、良好な景観および道路空間を維持し、公衆への危害を防止するため、屋外に表示・設置する看板等の許可事務を行っております。許可が必要な場合は、申請をお願いします。

屋外広告物の種類と道路占用(イメージ)



屋外に表示・設置している看板等（以下「屋外広告物」という。）は、私たちに様々な情報を提供してくれるだけでなく、時として街に活気を与えてくれます。

しかし、どのような広告物をどこに出しても構わないということにすると、街並みや、自然景観を損ねたり、落下事故の原因になるおそれがあります。

そこで、これらのことを防止するために道路法や東京都屋外広告物条例等の定めがあり、道路占用物件や屋外広告物の表示・設置にあたっては、一定のルールを守った上で申請し、許可を受けなければならないものとしています。

屋外広告物

- 常時または一定の期間**継続して表示**されるもの。
- 屋外**で表示されるもの。
- 公衆**に表示されるもの。
- 看板・立て看板・はり紙・はり札・広告塔や広告板・建物その他の工作物等に掲出、表示されたもの並びにこれらに類するもの。

これらすべての要件を満たすものは、屋外広告物です。

※**自家用広告物**（例：自店舗に自店舗名等を表示した看板類）も申請の対象となります。

道路占用

道路に一定の施設を設置し、**継続して**道路を使用することを「道路の占用」といい、一定の基準を守った上で、道路管理者の許可が必要となります。

※屋外広告物や道路占用物件を設置する場合は、面積や設置高等の規制があります。詳細については、下記のホームページをご覧ください。

- 屋外広告物のしおり(東京都都市整備局)

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/kou_siori.htm

- そで看板の許可基準に関して(品川区防災まちづくり部土木管理課)

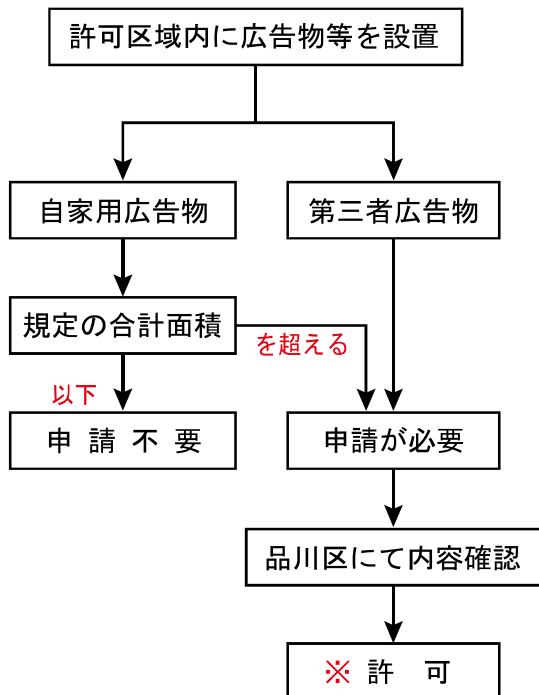
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/other000070900/28sodekanban.pdf>

◇許可申請の流れ(例)◇

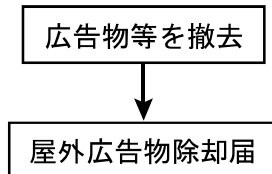
屋外広告物

(壁面看板、屋上広告塔、突出看板など)

【新たに掲出する場合】



【撤去した場合】

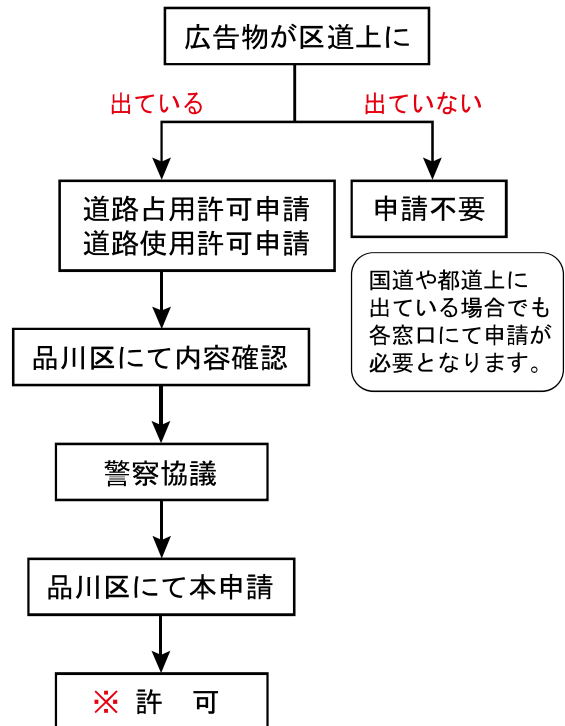


道路占用物件

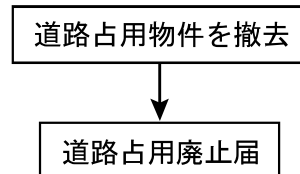
(※突出看板など)

※突出看板等の掲出物が区道上に突き出ている場合は、左記の「屋外広告物許可申請」とは別に「道路占用許可申請」が必要になります。

【新たに掲出する場合】



【撤去した場合】



※料金が発生する場合は、許可書と同時に振込用紙もお渡しいたします。
 ※屋外広告物、道路占用物件いずれの申請においても、許可を継続する場合は、
 許可期間終了前に更新手続きが必要です。

禁止物件

次に掲げる物件には、原則として広告物等を設置することができません。

橋・高架道路・高架鉄道・道路標識・信号機・ガードレール・街路樹・景観重要樹木及び
 建造物・郵便ポスト・公衆電話ボックス・送電塔・テレビ塔・照明塔・電柱・ガスタンク
 ・煙突・記念碑・石垣 等

禁止区域

次に掲げる地域または場所には、原則として広告物等を設置することができません。

第1種及び第2種低層住居専用地域・第1種及び第2種中高層住居専用地域・特別緑地保全
 地区・風致地区・歴史的建造物・墓地・国または公共団体の管理する公園、緑地等・学校、
 病院、図書館、官公署等の敷地 等